

～わかりやすい議会をめざしています～

代表質問の変更・予算常任委員会の設置

市議会では、市民に開かれ、わかりやすい議会とするため、「会派代表質問についての変更」および「予算常任委員会の設置」を行いました。

平成28年9月定例会から運用を開始いたしますので、ライブ中継の視聴や傍聴にぜひお越しください。

◎会派代表質問についての変更

代表質問とは？

各会派（市政に対して同じような考え方や意見を持っている議員のグループ）の代表者が行政事務全般にわたり、市当局に対し、事務の執行状況や将来の方針などについて尋ねます。

- ① 代表質問を3月定例会（当初予算審査）と9月定例会（決算審査）の年2回行います。
【←従来：9月定例会の1回】
- ② 質問の方法は、1回目から小項目一問一答とします。
【←従来：1回目に一括して質問し、2回目から小項目一問一答】
- ③ 質問の時間は、会派の人数に応じた時間配分とします（答弁含まず）。
（基本時間35分＋会派所属議員数×3分） 【←従来：一律40分】

◎予算常任委員会の設置

全会計の当初予算・補正予算を専門的に審査するとともに、議案不可分の原則（議案審査は2つ以上の委員会に分割しない）に則った審査を行います。

